

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）10

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43785

朱
何
最
近
到
序

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

- 大政事外外儀官
- 事務典房
- 次官秘書長
- 儀書文会管給
- 総人電厚計
- 参調析企
- 参領旅移
- ア 参地中東
- 北東西
- 参北北保
- 参一ニ
- 参西東洋
- 西東
- 近ア長経
- 参審近ア
- 次総経国万
- 参質統國
- 参政技二
- 国一理
- 参余協規
- 参政経科
- 軍社専
- 参道内外
- 文長

総番号(TA) 50277
 69年 11月 5日 21時 55分
 69年 11月 6日 12時 23分
 米 國 本 省 主 管
 発 着 米 局 長

外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ及びせん維問題(内話)

第35/5号 特秘 至急(ゆう先処理)

シモダ大使へ

5日ゆう他用でこん談したフィンがヨシノに内話するとこ
 る次の通り。何ら御参考まで。

1。マイヤー大使に帰米前サトウ総理にお会いし、訪米に
 関する最終打ち合せをするよう訓令している。おそらく9
 日ごろその運びとなると思われるが、マイヤー大使より滯
 華中の日程。特にニクソン大統領との会談議題をもう一度
 復しゆう申し上げることとなる。会談議題はオキナワにつ
 いては核の処理問題。返かんに伴う補償の問題(それまで
 にもし話がついていないならば)。その他の問題というこ
 とになるが、このその他の中には貿易、資本の自由化とせ
 ん維規制問題が含まれることとなる。この為目下大統領
 に読んでもらうBRIEFING PAPERを作成中
 あるが。オキナワについては近く大統領がホワイト・ハウ
 スの朝食会にても両院の領しゆうその他LEADER格の議

外務省

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

員を10人位招待し、大統領より直接説明してもらふこと
 となつている。

2。核問題についてはその後も何ら進展はないが、前記の
 マイヤー大使総領訪問の際マイヤーより「核をオキナワよ
 りとり除くのはよいが、いざ一大事というときに日本はど
 うするか」という趣旨の質問をし、その回答如何で本問題
 の解決の方法が示さされると思う。即ち緊急持ちこみをど
 う表現するかということであり、オガサワラのような秘密
 協定も一つの方法であるが、これも100%満足すべきも
 のではない。あるいは共同声明にこのような緊急の場合に
 は米軍があらゆる体容の戦とう行為を行いうるよう合意す
 るというような表現を提案するかも知れない。以上は事務
 当局の考え方であり、これもいずれニクソン大統領に上げ
 ることとなつているが、ニクソン大統領は御承知のとおり
 日本に対してPOSITIVEであるので、サトウ総理と
 の会談の際このような表現をふくめてどういふ決断を下さ
 れるか分らない。

いずれにせよ核の問題はそれ自身としても何らかの結論に
 到達しなければならぬと共に、オキナワ問題全体とのPA
 CKAGEとしてもとり扱われる。

3。せん維問題は会談の話題とならざるを得ない。その際
 現在貴方がトリガイと話しているラインで事態が進ん

外務省

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

でおれば両首のうの本件に関する話し合いは比較的スムースにゆくと思われる。ジョンソン次官もこれを心配しぜひ本件が予定のラインで進ちよくするよう関係者に指示している。うんぬん。

-3-

外務省

極秘

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大(外)電信 電信写

務務典房
次次
臣官官審審長長
儀書文会高給
総人電厚計
国資長領移長
参調析企
参領旅移

総番号(TA) 50423
69年11月6日17時40分
69年11月7日07時49分

米 国 省 署
本 省 署
主 管 務 着 稲 張

外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第3532号 特秘 至急

タナカ大使より。

日国務省フインの内話次のおり。

1. オキナワ返かん交渉中重要事項について大統領の決済を求める件は本日大統領がフロリダへ赴く等のことがあったが。大統領は内容を承知しているので書面決済を求めており。一兩日中に決済を了しマイヤー大使へ訓令することとなる。

2. 大統領は次週上下両院各級名の(CHALF A DOZEN)有力議員に対してオキナワ返かん交渉につき説明し了解を求めることが考慮されている。

(7)

ア 参地中東
長 北東西
米 参北北保
中 参一二
南 参西東洋
歐 参西東
長 西東

近 参書近ア
了 次総経国万
長 参實統
経 参政技二
長 参政経科
協 参政経科
長 参道内外
国 参道内外
文 一二

長 参實統
協 参政技二
長 参政経科
国 参政経科
長 参道内外
文 一二

外務省

極秘

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外務官
事務次長
大臣官審審長
秘書文会菅
総入電厚計
副官長
参調析企
領移長
参領旅移

総番号(TA) 50458
69年11月6日20時46分
69年11月7日12時07分
米 国 主 管
本 省 着 米北
外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (日本部長内話)

第3543号 極秘 至急 (ゆう先処理)

6日フイン日本部長がキウチに語るどころ次の通り。
1. 本6日ゆう、ロジャース長官は、大統領と共にそのせ
いよう先であるフロリダに赴く。同長官は(1)、サトウ総
理と会談するマイヤー駐日大使に対する訓令案。(2)、日
米コミニケ案。(3)核の問題に関するペーパー。(4)
)大統領が早急に(総理訪米前)議会の領しゆうと会われ
。オキナワ交渉経過について説明の要がある旨要望するペ
ーパーの4文書を携行。フロリダ滞在中に大統領の決裁を
求めることとしている。
2. マイヤー大使に対する訓令案は決裁を得次第第一両日中
に東京に訓令することとしている。そのこつ子は、
(1)、アジアにおける日米の軍事能力を保持することが如
何に重要であるか。
(2)、「核」に対する日本の感情、国内事情は了解すると
ころであるが、他方、抑止力として大事であり、緊急の場
合に「核」をどうするか。

外務省

ア 参地中東
長 北西
参北北保
中南審
参西東洋
長 西東

近ア長
参審近ア
次総経國万
長参質統國
参政技二
長協協長
参政経科
長信長
参道内外
文長

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(3) オキナワの財政問題をどう処理するか。
(4) 国際収支不均こうのせ正の問題を中心とする日米兩
国の貿易問題。
(5) せん維問題の為に大統領が如何に困難な事態におか
れているか。従つて、日本からのせん維の流入をくい止め
る為に如何なる方策を見出し得るか。の諸問題につき総理
に御説明申上げようとするものである。
3. 大統領の決裁をおおぐ日米コミニケ案は、これまで
日米間でせつしようしてきたオキナワ部分の他に、(1)
安保条約につきより明確に触れること。(2)せん維を含
む日米貿易問題に言及すること。(3)軍縮(BALT、
NPT)についての条項を含むものである。
(右に対し当方より、あと一週間でかかる広はんなことに
合意に達することは容易ではないと懸念する旨指摘したと
ころ、先方は次の通り述べた。)
目下の案文では貿易の問題で日本側としてのめない条項
もあり得ようが、あと一週間あれば十分に相談づくで了解
に達し得るものとなつ観する。
シモダ大使とジョンソン次官の10月31日の会談で核
に関する米側の反対提案作成の可能性が論議されたが、現
段階では、文書による反対提案作成に至るかどうか未だ見
当がつかない。核については、緊急事には日米双方にとり

外務省

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

共通した危険であるとの認識の下に行動するといったような主旨の条項が追加されれば、目下の日本案に異存はない。

4. 総理と大統領の会談では、(1) 国際情勢の展望 (2) オキナワ (核、財政)、(3) 日米のアジア政策 (ポストVN、経済協力)、(4) 両国通商問題 (せん維、BP) を議題にすることと日米間の話し合いは進んでいるが、米側としては、会談の冒頭に日米関係の重要性をあらためて強調、意見を交わした上で上記議題に入りたいと考えている。日本側としてはむしろオキナワ・コミコガを早くかた付けたいと日米関係につき話し合いをすすめたがっているようだ。(了)

外務省

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総務号 (TA) 50737
 69年 11月 7日 22時 00分 米 国 主 管
 69年 11月 8日 14時 06分 本 省 発 着 稲 花
 外務大臣殿 吉野 大使 (臨時代理大使) 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第3575号 特秘 至急

タナカ大使より。

7日フインは日米会談の重要事項に関する文書は大統領の決意をえたのでマイヤー大使あて訓令を発した。核に関する部分は私見としてはBASIC POSITIONに変化はないと思うが上層部により強いラインにかえられたと内報越した。

(了)

外務省

大政事外務省
 事務次官 典房
 臣官官審長 長
 儀審文会管給
 参人電厚計
 国
 参副折企
 参領旅移

参通中東
 参北西
 参北北保
 参一
 参西東洋
 参西東

参近ア
 次総経国万
 参資統
 参政技二
 国一理
 参条協規
 参政経科
 参社専
 参道内外
 一二

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

大政	外務省
事務次長	典房
大臣官舎審議長	長
儀書文会管轄	
総人電厚計	
調査長	参調析企
領移長	参領旅移
ア参地中東	
長北東西	
米参北北保	
中南審歐	参一二
長西東洋	
西東	
近ア参近ア	
長次総経國	
長参質統	
参政技二	
長一理	
参参協規	
長国	
参政経科	
長軍社専	
参道内外	
長一二	

総番号(TA) 50804
 69年 11月 8日 14時 00分
 69年 11月 9日 15時 30分

主管
米局長

外務大臣殿 吉野 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第3593号 特秘 至急

タナカ大使より、
 米側は該の問題につき対案を示すこととなつたが、これに
 関連する情報御参考までに次のとおり。
 国務省フインは最近二、三、話合ひの機会に共同声明日本
 側案未びに非常事態におけるREINTRODUCTION
 Nにつき協議することの如き一項を追加することを提案す
 ることが考慮されている。ただし、日本側が反対であれば
 共同声明に入れることは固しつしなうと思ふ。ただしその
 際口頭了解ですませうるかには疑問がある。また、了解事
 項の内容は単なる協議より若干強いものを希望していると
 内話した。大統領決裁後のマイヤー大使への訓令内容は不
 明であるが、前記ラインが往電第3574号国会原案の「
 BASIC POSITION」のはい最であると考えら
 れる。

(3)
 (主管課に連絡済 09:45 電信課)

外務省

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

大政	外務省
事務次長	典房
大臣官舎審議長	長
儀書文会管轄	
総人電厚計	
調査長	参調析企
領移長	参領旅移
ア参地中東	
長北東西	
米参北北保	
中南審歐	参一二
長西東洋	
西東	
近ア参近ア	
長次総経國	
長参質統	
参政技二	
長一理	
参参協規	
長国	
参政経科	
長軍社専	
参道内外	
長一二	

主管
米局長

訂正報 (特秘)
 44.11.10
 電信課

9日 米吾来電第3593号(TA)50
 804、件名「オキナワ返かん交渉」
 の終りから3行目に「往電第35
 74号」とあるのを「往電第3575号」
 と訂正する。

(3)

外務省